

令和元年度の行財政改革の取り組みについて

高 梁 市

令和元年7月3日

1.第3次行財政改革プランの基本方針

1) 改革の趣旨

これまでの改革の経緯や経過、背景を検証し、その取組成果や反省を活かしつつ、将来の高梁市に対して「何を残し、何を廃止するのか」という長期的な視点にたった行財政改革を推進する。

2) 改革のテーマ

『将来の人口減少を見据えた行財政基盤の確立』

3) 改革の体系

「行政運営改革」、「財政構造改革」、「行政サービス改革」を改革の実施方針とし、その方針に基づいた10項目を実施項目として定め、改革に取り組む。

4) 計画推進期間

期間：平成29年度～令和3年度の5年間



平成30年3月策定



2.平成30年度の取り組み計画

第1回行財政改革推進本部会議（4月）において取り組み項目を決定

- 実施計画の推進
（全体的取り組み）
- 事務事業評価の実施
- 公共施設関係の見直し

実施計画の推進

年度当初にその年度の取組内容や目標設定を行う。計画初年度のため市長・副市長のヒアリングを実施

• 事務事業評価の実施

事業の成果や課題を確認するため、評価対象事業を選定するとともに、事務事業評価シートを作成

• 公共施設関係の見直し

施設の再編計画の検討、公共施設の見直し状況の調査、指定管理者制度導入施設の検討

として、進めていたが・・・

3.平成30年7月豪雨災害の概要

1) 被害の概要（復興計画から）

【公共施設被害】（H31.3.26現在）

被害総数 2,494件

被害総額 74億円（市道・河川41億円、農林12億円、上下水道10億円…）

2) 災害関連予算額（復旧・復興・防災）

平成30年度 69億円（3月補正予算後）※含台風24号災害

令和元年度 48億円（6月補正予算後）

3) 復旧・復興・防災にかかる事業費（復興計画から）

全体事業費 143億円（内 一般財源 31億円）

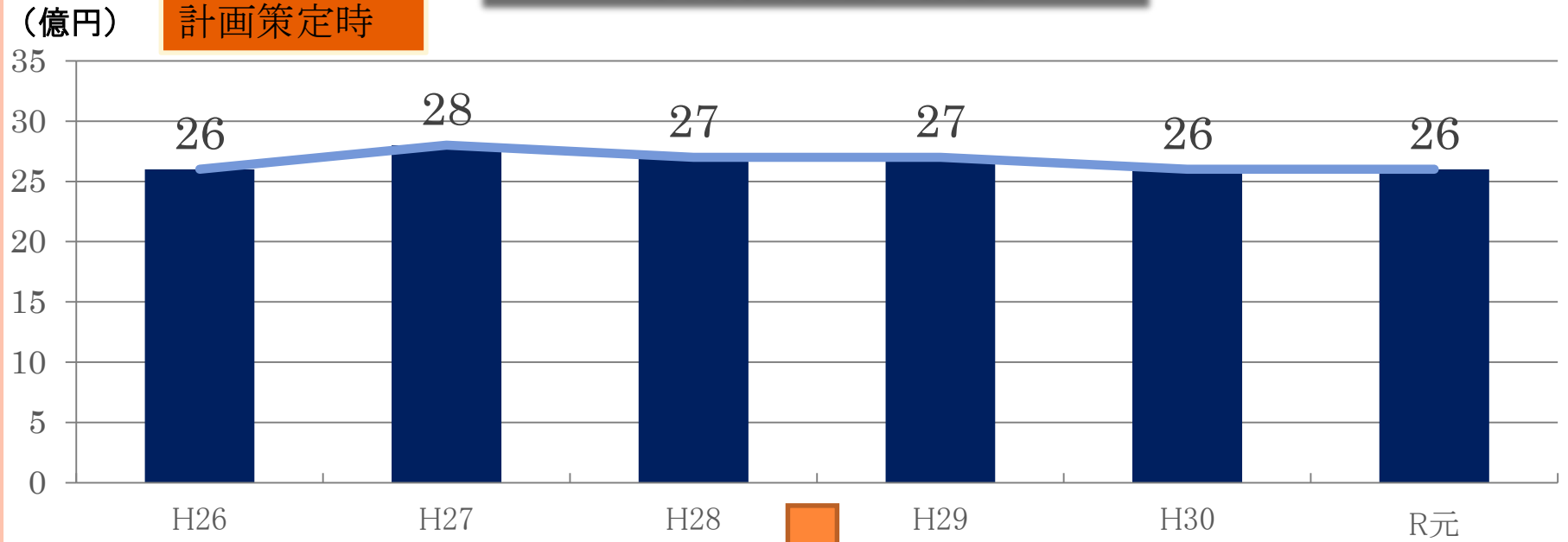


財政状況はさらに厳しくなる！

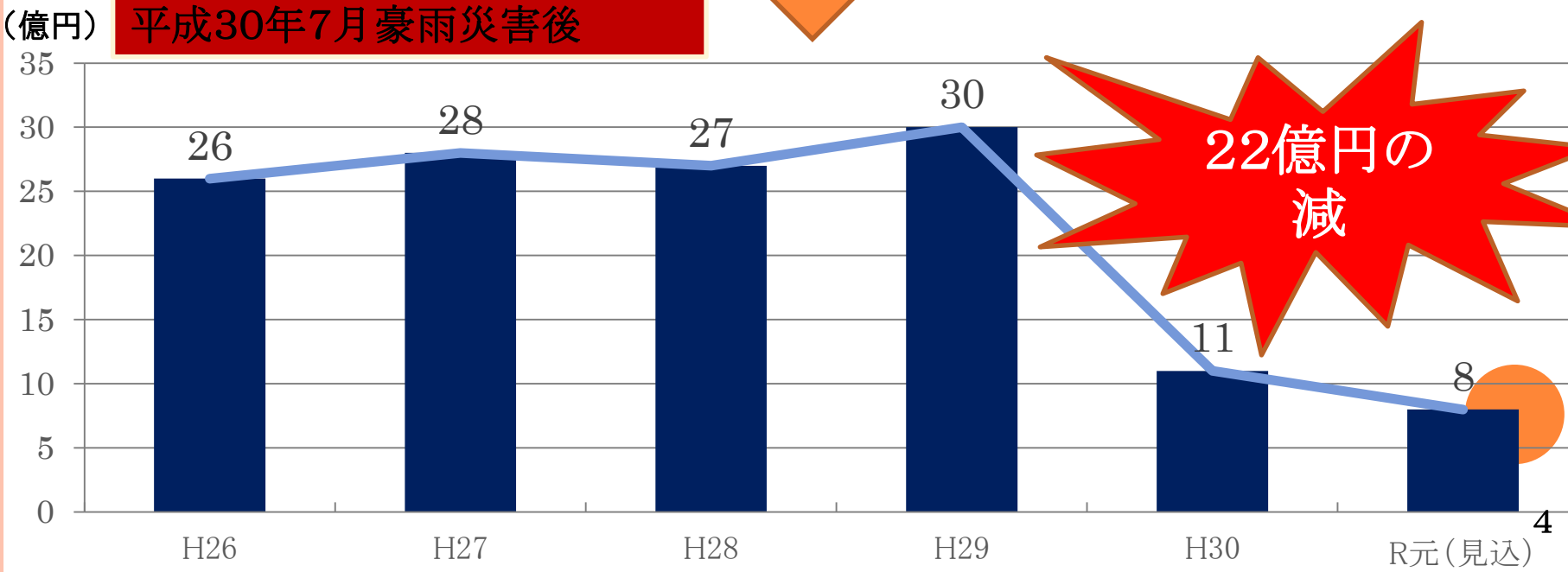


財政調整基金の推移

計画策定時

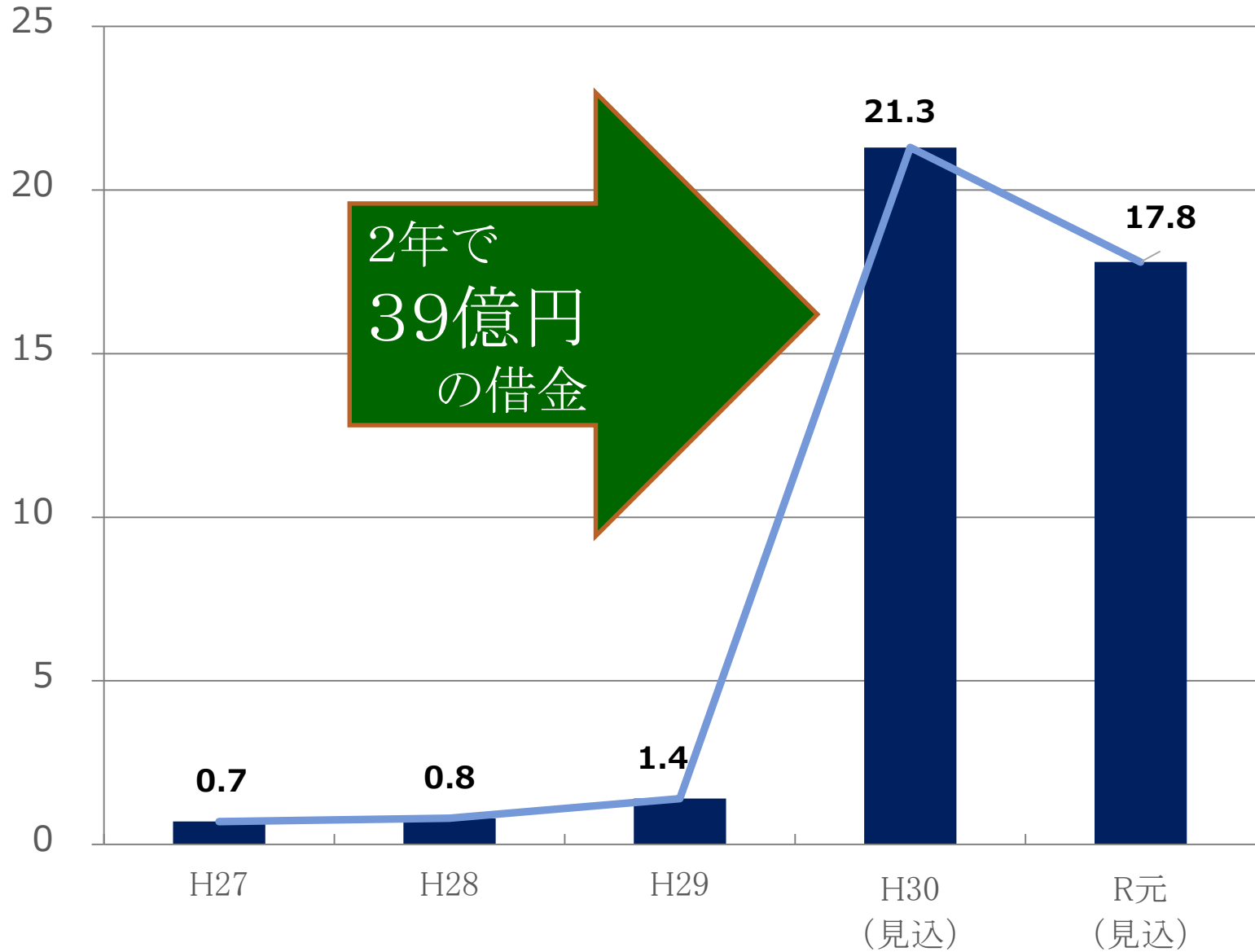


平成30年7月豪雨災害後



災害復旧債の借入額の推移

(億円)



4.平成30年度の取り組み状況

第2回行財政改革推進本部会議（1月）において取り組み項目を決定

- 実施計画の進捗管理
（全体的取り組み）
- 公共施設等の使用料の見直し
- 公共施設の使用料の減額・免除制度の適用基準の統一

実施計画の進捗管理

年度当初の取組内容や目標設定の中間報告を作成した。

• 公共施設等の使用料の見直し

消費税増税及び受益者負担の適正化等による使用料等の改正時期の方針を決定した。

- 消費税増税、受益者負担の適正化（他施設と同時・関連して改正するもの）
→令和元年10月改定
- 受益者負担の適正化（上記以外）、経営改善・経営統合によるもの
→令和2年4月改定（予定）

- ・見直しの考え方

使用料の積算根拠を明らかにするため、①サービス原価に ②受益者の負担割合を乗じて算出することを使用料算定の基本的な考え方とし、算出した額の調査を行った。

①サービス原価：直近3か年の決算額の平均における、事務処理に要する費用、施設等の減価償却費・維持管理費、人件費等を基に算定

②受益者の負担割合：施設提供サービス又は役務提供サービスの性質分類に基づく受益者と行政の負担する割合
※負担割合は、施設区分に応じて3パターンとする。

- ・公共施設の使用料の減額・免除制度の適用基準の統一

同種施設、類似施設の使用料の減額・免除制度について統一を図るため調査を行った。

使用料の見直しと同時に進める。



5.令和元年度の行財政改革の取り組み

第1回行財政改革推進本部会議（4月）において取り組み事項を決定

- 実施計画の進捗管理
（全体的取り組み）
- 事務事業評価の実施
- 補助金の見直し
- 公共施設等の使用料の見直し（減額・免除制度の適用基準の統一）
- 団体事務の見直し

実施計画の進捗管理

年度当初にその年度の取組内容や目標設定を行う。

• 事務事業評価の実施

平成30年度に作成した事務事業評価シートを活用し、アドバイザーが選定した事業のヒアリングを実施し、見直しを図る。

- 見直し基準の考え方
 - ①成果目標が適正かどうか
 - ②事業の成果があらわれているかどうか
 - ③他の事業と重複していないかどうか
 - ④特定の者のみ受益者となる不公平となっていないか

- スケジュール
 - ①ヒアリング対象事業の選定（7月）
 - ②ヒアリングの実施（7～8月）
 - ③見直し事業の決定（10月）

• 補助金の見直し

各種団体・事業への補助金について、状況調査、ヒアリングを行い、見直しを図る基準を設ける。

- 見直し基準の考え方
 - ①公益上必要かどうか
 - ②補助対象経費が明確か
 - ③過大な繰越金がないか
- スケジュール
 - ①ヒアリング対象の選定（7月）
 - ②ヒアリングの実施（7～8月）
 - ③見直し方針の決定（8～9月）



・ 公共施設等の使用料の見直し（減額・免除制度の適用基準の統一）

平成30年度の調査を踏まえ、検討の結果、使用料を見直すとしたものは条例改正などを行う。

減額・免除制度の適用基準の統一についても同時に行う。

- ・ スケジュール
見直す使用料の決定（7～8月）

・ 団体事務の見直し

市職員が携わっている団体の事務について、市がすべきであるかを検討するため実態調査を行う。

- ・ 見直し基準の考え方
 - ① 団体の自主性・自立的な活動の促進
 - ② 市が団体事務を行う必要性の検討
- ・ スケジュール
実態調査の実施（10月以降）



がんばろう高梁

